

災害対策基本法の施行に伴う会計事務の処理要領について（例規）

最終改正 平成6.11.24 6京務第1560号

京都府警察本部長から各部長、各参事官、首席監察官、各所属長あて

災害対策基本法（昭和36年法律第223号：昭37.7.10施行）に基づく警察官の権限行使に伴い、警察署長が処理すべき事務として規定せられたもののうち会計事務については、次の要領により処理せられたい。

記

第1 災害対策基本法第66条適用に伴う会計事務処理

災害対策基本法（以下「災対法」という。）第66条の規定により、災害が発生した場合において、水難救護法（明治32年法律第95号。以下「水難法」という。）第29条第1項に規定する漂流物または沈没品を取り除いたときは、同項の規定にかかわらず、警察署長は、当該物件を保管できることとなった。

この場合に、水難法第2章の規定が準用されるので、次の要領によって事務を処理すること。

1 公告（水難法第25条第2項）

(1) 所有者等が判明しているときは、直ちに引き取るよう告知すること。

(2) 所有者が判明しないときは、関係市町村の区域内に所在する警察署、交番、駐在所等に必要事項を掲示公告すること。

2 保管（水難法第25条第1項・第27条）

公告の日から（公告を初めた日の翌日から起算）6か月

3 換価公売（水難法第26条・第11条第1項）

公売の手続方法は、遺失物の例によること。

4 取除、保管、公告、公売等の費用（水難法第30条）

(1) 取除、保管、公売、公告等に必要な費用（以下「所要費用」という。）は、一応府費から支出すること。

(2) 所有者還付の際は、所要費用につき納入通知書により、府の収入に納入させること。

(3) 所有者不明のため、国庫取得となったときは、その売却代金から所要費用を控除し、警察署の出納員扱いの現金として府の収入に納付すること。

5 所有者還付（水難法第30条）

上記保管期間中に所有者等から引渡請求があったときは、所要費用を納付させて引き渡すこと。

6 所有者の権利放棄等（水難法第28条第1項）

上記保管期間中に所有者等から引渡請求がないとき、または引渡請求しないことを表明したときは、所有者等はその物の権利を失う。

7 国庫帰属（水難法第30条）

(1) 上記保管期間中に所有者等から引渡しの請求がないときは、国庫の取得となるので直ちに売却し、その代金から所要経費を控除すること。（不足のあるときは、水難救護法施行令第4条により、その補給について本部会計課を経由して運輸大臣に請求すること。）

(2) 売却代金から所要経費を控除しても、なお残金があるときは、国の収入にするためその状況を報告書に作成し、現金を添えて本部会計課を經由して歳入徴収官（警察本部長）に送付すること。

8 用紙等

必要用紙は、遺失物に関する用紙を適宜訂正して用いること。

第2 災害対策基本法第64条第8項に伴う会計事務処理

災対法第64条第7項において準用される同法第63条第2項の規定により同法第64条第2項に定める工作物等を除去したときは、次の要領によって事務を処理すること。

1 公示（災対法第64条第9項・第3項、災害対策基本法施行令（以下「災対令」という。）第25条・第26条）それぞれの根拠法令の定めるところによる。

なお、保管工作物一覧簿は、様式が法定されていないので、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）別記様式第9「保管工作物等一覧簿」に準じ、適宜訂正して作成すること。

2 保管（災対法第64条第9項）

公示を初めた日から起算して6か月

3 換価公売（災対法第64条第4項、災対令第27条）

公売の手続方法は、遺失物の例によること。

4 保管、売却、公示等の費用（災対法第64条第5項）

前記第1の4のうち(1)および(2)の例による。

なお、所有者等に返還する場合の費用徴収については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条および第6条の規定が準用されるので、強制徴収しなければならないときは、本部会計課に連絡すること。

5 所有者等に返還（災対法第64条第6項・第9項）前記第1の5の例による。

6 府帰属（災対法第64条第9項）

保管期間満了によって京都府の取得となるので、遺失物府帰属の例により処理すること。

7 用紙等

必要用紙は、遺失物に関する用紙を適宜訂正して用いること。

第3 収入科目

第1の処理要領による所要費用徴収、第2の処理要領による所要費用徴収及び府帰属の際の収入科目は、次のとおりとする。

款は、「諸収入」とし、項及び目は、「雑入」とする。